

独立行政法人水産大学校における不適正な経理処理事案について

平成27年12月
独立行政法人水産大学校

今般、平成26年度決算検査報告において、本校が不適正な会計経理を行っていたものと指摘を受けました。

今回の会計検査院の検査は、調査対象期間を平成18年度から平成25年度として行われ、本校の会計規程では認められていない「プリペイド方式」によるDNA合成製品の購入契約等が指摘されたものであります。

本件につきましては、昨年、他の機関において不適正な経理処理事案が公表されたことを踏まえ、本校においても同様の事案が生じていないか、自主的に調査（調査対象期間：平成21年度から平成25年度、調査対象とした不適正な経理処理事案：預け金、差替え、一括払、プリペイド方式）を実施しましたが、問題となる事案は確認されませんでした（報告書別添）。しかしながら、その後実施された今回の会計検査院の検査開始以降本校としても調査を行ったところ、昨年の本校調査の対象期間外等において当該指摘事案の事実があることを確認したところであります。

<本校の確認内容（会計検査院指摘と同じ）>

- (1) プリペイド方式：427,350円
- (2) 預け金：986,355円
- (3) 翌年度納入：12,422,340円
- (4) 契約前納入：2,703,749円

今回の指摘を受け、本校としてかかる事態に真摯に向きあい、再発防止のため、外部の弁護士や公認会計士も委員とする本校の契約監視委員会のご意見も伺いながら、下記の通り、発生要因の検証、改善策の検討等を行って参りました。

本校といたしましては、これらの検討を踏まえ、このような事態が再び繰り返されないよう努めていくこととしております。

1. 発生要因の検証

今回指摘のあったような事態が生じた原因は、①本校の教育職員等において、公的資金について事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的な認識が欠

けていたこと、②本校の経理責任者等において、DNA 合成製品の購入方法に対する知識が十分でなかったこと及び DNA 合成製品等の納品検査において現物との照合を行わず検査を了としていたことなどによるものと判断されます。

2. 改善策の検討

本校は平成21年度の監査役の設置等、内部統制の強化に努めており、物品購入等にあたっては、経理処理の適正化のため、下記①から⑤のような対応を徹底してきております。今回の検査におきましては、平成24年度以降、同様の事案は確認されておりませんが、今後とも、従来からの取り組みを将来にわたって継続し、再発防止に努めていくこととします。

- ① 物品等の発注は、教育職員ではなく経理課職員が行う。
- ② 物品の納入時の検収にあたっては、教育職員に委ねるのではなく経理課職員が行う。
- ③ 職員の意識改革を促していくため、本校の教育職員及び会計・検収担当職員を対象として職員の倫理観の向上とルールの徹底を図る。
- ④ 上記①～③の措置について確実な実行を促すため、監査役による内部監査の際には、書面監査に加え、聞き取り調査を実施する。
- ⑤ 年度末等における余裕のない発注を避けるため、計画的な発注に努めるとともに、年度末には十分余裕を持って発注を締め切る。

また、本校では、公的研究費の管理に関しては、管理体制の整備についての取組方針（<http://www.fish-u.ac.jp/kenkyu/sangakukou/kenkyuhi.html>）を作成して対応しており、今後とも、その確実な実施を通じて、公的研究費の適正な使用の徹底を図ることとしております。

3. 今回事案についての今後の対応

- (1) 不適正な経理処理に関する研究費について、その返還を含め適切に対処します。
- (2) 関係者の処分について、厳正に対処します。

(参考)

○ プリペイド方式

DNA 合成製品等の取引に当たり、あらかじめ教育職員等がメーカーに口座登録し、必要とする DNA 合成製品等に係る代金を前払いしておき、教育職員等が必要な時に DNA 合成製品等の製造又は解析をメーカーに連絡すると、後日に納入される方式

○ 預け金

業者に架空取引を指示するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成することなどにより代金を支払い、当該支払金を業者に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した物品とは異なる物品を納入させるなどしていたもの

○ 翌年度納入

物品が翌年度以降に納入されていたのに、関係書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして代金を支払っていたもの

○ 契約前納入

年度内において、契約手続を行わないまま物品を納入させていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が契約締結後に納入されたこととして支払っていたもの